

## 法科大学院教育における受験指導等に関する 文部科学省から各法科大学院に対する指導について

法科大学院における受験指導等については、文部科学省として、下記のとおり、司法制度改革における考え方を踏まえ、各法科大学院に対して周知徹底を図っているところ。

### 1. 司法制度改革における新しい法曹養成の考え方

- 今般の司法制度改革では、司法試験における競争の激化により、受験者の受験技術優先の傾向が顕著になるなど、法曹となるべき者の資質の確保に重大な影響を及ぼすに至ったという問題点を踏まえ、司法試験という「点」のみによる選抜ではなく、法科大学院における法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度を新たに整備することが不可欠との考え方に立っている。
- 上記の考え方に立ち、21世紀の司法を担う法曹に求められる資質を養うため、法科大学院教育においては下記の資質・能力の養成が求められる。
  - ・ 専門的な法知識、それを批判的に検討し発展させていく創造的な思考力
  - ・ 豊かな人間性、法曹としての責任感や倫理観、法的分析能力や法的議論の能力
  - ・ 社会や人間関係に対する洞察力
  - ・ 先端的法分野の知見 等

### 2. 法科大学院における教育指導の在り方

- 法科大学院における教育指導について、文部科学省としては、平成19年の中央教育審議会の特別委員会報告等を踏まえ、各法科大学院に対して次の趣旨を周知しているところ。
  - ・ 司法試験での解答の作成方法に傾斜した技術的教育や理解を伴わない機械的な暗記をさせる教育などは不適當であること。
  - ・ 一方で、司法試験の問題やそれに類する形式の事案が教材の一つとして使われることをもって直ちに、受験指導に偏った指導であるということは適當でないこと。
  - ・ 個々の指導が本来あるべき法科大学院教育として適當であるか否かは、その目的と形式及び態様との組み合わせにより総合的に判断されるべきものであること。

## (参考) 法科大学院における授業科目

法科大学院における授業科目については、文部科学省告示において、①法律基本科目、②法律実務基礎科目、③基礎法学・隣接科目、④展開・先端科目を開設し、①～④の全てにわたって授業科目を開設するとともに、学生の授業科目の履修がいずれかに過度に偏ることのないように配慮するものと定めている。

### ■専門職大学院に関し必要な事項について定める件（平成十五年文部科学省告示第五十三号）

第五条 法科大学院は、次の各号に掲げる授業科目を開設するものとする。

- 一 法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。）
  - 二 法律実務基礎科目（法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。）
  - 三 基礎法学・隣接科目（基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。）
  - 四 展開・先端科目（先端的な法領域に関する科目その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。）
- 2 法科大学院は、前項各号のすべてにわたって授業科目を開設するとともに、学生の授業科目の履修が同項各号のいずれかに過度に偏ることのないよう配慮するものとする。

### ■各科目の具体例

- ・法律基本科目：公法系（憲法、行政法等の分野）、民事系（民法、商法、民事訴訟法等の分野）、刑事系（刑法、刑事訴訟法等の分野）
- ・法律実務基礎科目：（法曹としての責任感、倫理観の涵養）法曹倫理  
（法曹としての専門的技能の教育）法情報調査、法文書作成、要件事実と事実認定の基礎、ローヤリング、模擬裁判、クリニック、エクスターンシップ
- ・基礎法学・隣接科目：（基礎法学科目）法哲学、法史学、法社会学、比較法、外国法  
（隣接科目）公共政策、法と経済
- ・展開・先端科目：（展開科目）労働法、経済法、税法、倒産処理法、国際私法  
（先端科目）知的財産法、国際取引法、環境法 等